

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
705	国の試験研究施設の使用の容易化事業	特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	全部	国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達の一部改正等について（平成16年4月16日付財理第1510号）	平成16年4月16日実施（措置済）	財務省